

協力会社の業務災害も元方事業者が賠償責任を負うことがあります

製 造 業

協力会社賠償対策セミナー

無料 開催のご案内 主催 社団法人 名北労働基準協会 後援 名古屋北労働基準監督署

製造業の構内下請等の協力会社は、元方事業者の製造工場の設備となる修理、製品の運搬、梱包等危険、有害性の高い作業を分担することが多く、災害率は、親企業に比べて非常に高くなっており、元方事業者は協力会社を含めた安全衛生管理活動の推進が必要となります。

また、現場で請負業務を行う協力会社の労働者、事業主等の業務災害も、元方事業者の製造工場に災害の発生原因がある場合、元方事業者が民事上の損害賠償責任を負うことがあります。

多くの協力会社を抱える、元方事業者となる製造工場には、協力会社を含む広範囲な災害防止と、公的保険を中心とした災害補償、また、災害発生時の賠償責任を考えた対策を講ずる必要があります。

そこで、当協会では12月1日から10日を労災保険特別加入推進旬間とし、この活動の一環として、「製造業 協力会社賠償対策セミナー」を開催いたします。ぜひともご参加いただきますようご案内申し上げます。



日 時 平成24年11月29日(木) 午後1時30分 ~ 午後4時30分

会 場 中日パレス「アイリスの間」 名古屋市中区栄4-1-1 中日ビル5階

●挨拶 名古屋北労働基準監督署 次長 中村和嗣氏



●協力会社に対する製造業元方事業場としての

安全衛生管理活動の推進について

宮路労働安全コンサルタント事務所 所長 労働安全コンサルタント 宮路 勝氏



●公的保険制度の概要と国の保険のブラックホールについて

社団法人 名北労働基準協会 専門相談員 社会保険労務士 佐野孝輔



●協力会社に対する製造業元方事業場としての安全配慮義務の範囲について

福岡宗也法律事務所 弁護士 愛知労働局紛争調整委員 庄司俊哉氏

会 費 無 料 定 員 60名 定員になり次第締め切ります

講師プロフィール

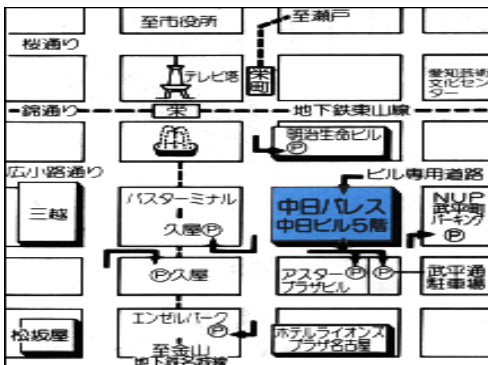
講師名	プロフィール
宮路 勝	宮路労働安全コンサルタント事務所 所長 労働安全コンサルタント ・トヨタ自動車㈱で約40年間安全管理スタッフ業務に従事。トヨタグループの労働災害防止と安全衛生活動業務を担当 ・愛知労働局長安全推進賞受賞（H18年） ・当協会の「リスクアセスメント導入・定着相談室」アドバイザー等を歴任
佐野 孝輔	社団法人 名北労働基準協会 専門相談員 社会保険労務士 ・当協会の専門相談員として多くの企業からの労務相談、労働保険・社会保険の事務処理相談を行う ・「労働実務基礎講習」（労働基準法・労働安全衛生法・労働保険）専任講師
庄司 俊哉	福岡宗也法律事務所 弁護士 愛知労働局紛争調整委員 ・平成6年 司法試験合格 平成9年 弁護士登録 ・「経営者の安全配慮義務」「情報公開と個人情報保護」等講演多数実施 ・取扱い分野は労働事件（労働者・使用者）、交通事故、遺産・遺言等 ・愛知県各労働基準協会主催「労働トラブル防止総合講座」等数々の講師も務める

申込要領 申込書を予め下記へファックスください。

(社)名北労働基準協会 総合受付 〒462-8575 名古屋市北区清水1-13-1

TEL (052) 961-1666 FAX (052) 962-1670

会場略図



【公共交通機関】

地下鉄 「東山線」「名城線」栄駅下車5分

名鉄 「瀬戸線」栄町駅下車6分

「製造業 協会社賠償対策セミナー」 申込書

予めファックスのうえ、当日会場受付にご提出ください。急きょご欠席される場合はご連絡願います。

事業場名				会員番号 ※				
事業内容				労働者数	名			
				協会社数	社程度			
所在地	〒							
TEL				FAX				
ご出席者	参加番号※	職	名	氏	名	通 信 欄		

※会員番号 ご不明な場合未記入で結構です。 ※参加番号 ご記入は不要です。